

台風等に伴う授業変更措置について

- (イ) 台風接近に伴い**大阪府堺市に暴風警報（各種注意報は除く）が発令された場合**は下記により授業変更を行なう。休校の場合の代替授業は後日連絡する。但し、報道機関を通じて大阪府教育委員会から「府下公立学校(小学校・中学校・高等学校)は休校にする」旨の指示があった場合は、時間を問わずこれに従うものとする。

- 午前7時までに解除された場合 …平常通り第1限から
- 午前7時～午前9時までに解除された場合
SHR 11:05
3限 11:15～12:20
(昼休み 12:20～13:05)
4限 13:05～14:10
5限 14:20～15:25
- 午前9時～午前10時までに解除された場合 ※ 50分授業
SHR 12:30
3限 12:40～13:30
4限 13:40～14:30
5限 14:40～15:30
- 午前10時現在、暴風警報が継続して発令中の場合 …臨時休校とする

*** 登校時は十分に安全に留意し、無理のないようにすること。**

*** 授業が実施される場合は、原則として当日予定されている3時間目～5時間目の授業を行う。**

- (ロ) **居住地域に特別警報（種類は問わない）**が発令された場合、自身の安全確保を優先すること。
- (ハ) 台風接近時には、早朝からのテレビ、ラジオの報道には、十分注意して行動すること。
- (ニ) 南海電鉄<泉北高速鉄道(株)を含む>（電車・バス）、または、南海電鉄一社のみが交通ストライキを実施した場合も上記（イ）に準ずるものとして行動すること。
- (ホ) JR西日本のみのストライキは、それに関係なく平常通りの授業を実施する。当日は交通機関が相当乱れるので登校には無理のないようにすること。
- (ヘ) **臨時休校が生じた翌日の授業は、休校日の時間割ではなく、翌日に予定されている時間割で授業を行う。考査期間中は特に注意すること。**
- (ト) 午前中授業等の場合は別途事前に連絡します。